

# オーストラリアにおける歴史的建築物の保存と活用

財団法人自治体国際化協会  
(シドニー事務所)

# 目次

## はじめに

概要	.....	
第1章 豪州のヘリテージと都市計画制度	.....	1
第1節 豪州におけるヘリテージの定義	.....	1
1 ヘリテージとは		
2 豪州のヘリテージ制度		
第2節 豪州の都市計画制度	.....	2
1 都市計画制度の階層性		
2 自治体の都市計画業務		
第2章 豪州におけるヘリテージの保存施策	.....	7
第1節 ヘリテージ施策のバイブル	.....	7
第2節 州政府のヘリテージ施策（NSW州）	.....	7
1 州ヘリテージ法の制定		
2 ヘリテージ・リストの作成		
3 州政府の権限 保存命令		
4 自治体への指導と働きかけ		
5 所有者への支援事業		
6 教育・啓発事業		
7 第1所有者としての州政府とヘリテージの維持		
第3節 自治体のヘリテージ施策（ヘリテージの保存と活用のステップ）	.....	17
1 明確なビジョンの設定		
2 把握調査（ヘリテージ・スタディ）と認定（リスティング）		
3 所有者への支援事業		
4 教育・啓発事業		
第4節 ヘリテージ保存にかかる課題	.....	28
1 ヘリテージ所有者の意識の相違		
2 自然や災害の脅威		
3 社会の変化		
第3章 ヘリテージの活用	.....	31
第1節 ヘリテージはビジネスにつながる	.....	31
1 歴史テイストの需要		
2 豪州不動産市場		

第2節	ヘリテージの活用	33
1	ヘリテージの活用	
2	転用 - ヘリテージ保存と開発は並存する	
3	博物館	
第3節	博物館以外への転用	35
1	サービス業（カフェ、レストラン、ホテル）への転用	
2	住宅、アパートメントへの転用	
3	劇場、エンターテイメント施設への転用	
4	企業オフィスへの転用	
5	公的利用	
第4節	転用に伴う問題	54
1	商業転用と景観保全	
第4章	ヘリテージとツーリズム	58
第1節	ヘリテージ・ツーリズム	58
1	連邦政府のツーリズム・ガイドライン	
2	N S W州政府のツーリズム振興	
第2節	ヘリテージをツーリズムに活かした事例	59
1	事例1：町並み保存と観光 - ロックス地区（N S W州政府）	
2	事例2：ヘリテージと地場産業 - オンカパリンガ市（S A州）の ワイン・ツーリズム	
3	事例3：ロマンティックな廃墟 ポート・アーサー（T A S州）	
参考文献		68

## はじめに

当レポートは、オーストラリア（以下豪州）の歴史的建築物の保存と活用の状況について紹介する。

豪州は、1770年キャプテン・クックがシドニー郊外のボタニー湾に上陸してから始まった歴史の浅い国である（注1）。しかし、シドニーに限らず豪州の街を訪れた人は、古い建築物が日本よりも多く残されていることに驚くことだろう。それらが今なお現役であり、現代都市のなかで生き生きとしているのはなぜなのだろうか。

当レポートではまず、豪州の都市計画とヘリテージ施策（注2）の概要を述べ、このテーマの旗手である州政府と自治体の例としてニュー・サウス・ウェールズ州（注3）とシドニー市、アデレード市を中心に挙げる。また他の自治体で参考になると思われる事例も紹介し、歴史的建築物の活用施策とツーリズムについて述べる。

歴史的建築物の保存施策については、イギリスやアメリカが先進地であろう。しかし、開発と破壊の波にもまれ、歴史的建築物の「純粹」な地区が少なく虫食い状態であるという豪州の状況は、現在の日本に似ている。そのため、豪州の「保存と開発の共存」を図り、歴史的建築物を「ビジネス」として捉える視点は、日本の自治体の参考になる。

今回の調査にあたっては、シドニー市、ペンリス市、モスマン市、ブローケン・ヒル市、アデレード市、オンカパリング市、ホバート市、ニュー・サウス・ウェールズ州政府、南オーストラリア州政府、シドニー工科大学、上松不動産ほか多くの方々並びに団体より、貴重な情報及び資料をいただいた。ここで、厚くお礼を申し上げたい。

（財）自治体国際化協会 シドニー事務所長

注1）アボリジニなどの先住民は、すでに約5万年前から住んでいたが、近代文明の導入と都市計画の始まりという視点で述べる。

注2）本来ヘリテージ（Heritage）は、日本語では一般に「遺産」と訳され、自然（Natural Heritage）、文化（Cultural Heritage）遺産を総じて用いる用語である。当レポートのテーマである歴史的建築物は、「Heritage Buildings」と称されるが、当レポートではこれを単にカタカナ表記で「ヘリテージ」と呼称する。

注3）本文中では州名を以下の通り省略する。

N S W州：ニュー・サウス・ウェールズ州      S A州：南オーストラリア州

W A州：西オーストラリア州      T A S州：タスマニア州

注4）当レポートに掲載されている写真は、出典の断りのない限り、シドニー事務所職員 宮澤が撮影した。

## 概 要

### 第1章 豪州のヘリテージと都市計画制度

豪州においては、ヘリテージは豪州の歴史や社会を特徴付けるもの、語るもので、後世に伝えていくべきものと定義されている。古いことがヘリテージの条件ではなく社会性が重要である。また、日本とは異なり、ヘリテージは文化芸術部門というよりも環境、都市計画の一分野として扱われている。

豪州のヘリテージ制度を支えるのは、ヘリテージ法と都市計画制度である。豪州の政府構造のとおり、連邦政府、州政府、自治体の三層がそれぞれのレベルのヘリテージを扱い、明確に分かれている。

州レベルのヘリテージは、州法のヘリテージ法によって規定されている。一方、自治体レベルのヘリテージはヘリテージの要素としての基準は州に準じているものの、ヘリテージそのものについての条例はない。自治体が地域のヘリテージを保存することに意義を見出せば、中期計画にビジョンを掲げ、土地利用計画である地域環境計画（LDP）に組み込むことになる。豪州の自治体の主業務は、開発（建築）許認可事務であるので、ヘリテージの破壊にガードをかけて、積極的に保存に取り組むことができる。

### 第2章 豪州におけるヘリテージの保存施策

州政府（NSW州）のヘリテージ施策は1977年のヘリテージ法に始まる。ヘリテージ・オフィスはヘリテージ施策の根幹をなすヘリテージ・リストを管理している。ヘリテージは登録されることにより、保護され、ヘリテージを認識し破壊から免れる。州政府はヘリテージ所有者への支援（補助金、税優遇措置など）にかぎらず、教育分野、雇用促進のための啓発活動も実施している。

州政府の指導のもと、自治体はヘリテージ保存に取り組んでいる。ヘリテージ保存の方法はどこも同様で、最初に地域を調査し、地域内のヘリテージを把握する。次にヘリテージの認定をし、地域環境計画（LDP）を作成する。

自治体レベルのヘリテージの持ち主は住民が多いので、所有者を支援するため財政的支援や維持修繕のアドバイスサービスを提供している。

州レベルのヘリテージは単体の大きな建築物に偏りがちであるが、自治体レベルのヘリテージは小粒で、通りや地区を構成する「かたまり」としての意味がある。このことから、永久保存の厳しい改造規制を敷く州と外装だけ残せば内部の改装は自由とする自治体という、ヘリテージの維持保存の考えに違いがある。

しかし、課題はある。ヘリテージを保存していくためには、現代社会に適合させなくてはならず、バリアフリー対策や防災対策、老朽化など、ヘリテージを使い続ける難しさは存在している。

### 第3章 ヘリテージの活用

ヘリテージはビジネスにつながる。豪州では歴史テイストを好む傾向がある。ヘリテージを改修し別の用途に活用することが盛んに行われている。ヘリテージを博物館に転用することはよくある手法であるが、運営数に限界があるこの方法はもはや時代遅れである。ホテルやレストラン、ショッピングセンター、劇場（商業的利用）、企業オフィス、市議会（公的利用）、アパートメントなどに転用され、利便性を備え現代のデザインと融合したヘリテージは現代の街で輝いている。

### 第4章 ヘリテージとツーリズム

ヘリテージ・ツーリズムという言葉が生まれ、連邦政府、州政府ともにヘリテージをツーリズム振興の手段として戦略を築いている。ヘリテージ（歴史地区）をメインに据えた商業ベースでの活用によって大きな収益を得ている。そこで、ヘリテージをツーリズムに活かした事例を紹介する。NSW州のロックス地区は豪州入植の地として州政府機関が一手に管理し、豪州の一大観光地となっている。SA州オンカパリング市では地元の主要産業であるワインとヘリテージをセットにツーリズムの振興を図っている。またTAS州のポート・アーサーは、あえて修復をせずに迫力ある廃墟を展示している。いずれの事例も、商業ベースで成功している。

## 第1章 豪州のヘリテージと都市計画制度

### 第1節 豪州におけるヘリテージの定義

#### 1 ヘリテージとは

豪州の「ヘリテージ ( Environmental Heritage )」は、大きく自然、文化、アボリジニの3つに区分されている(表1)。NSW州政府の基準によると、ヘリテージとは「州にとって、歴史的 ( Historic )、科学的 ( Scientific )、文化的 ( Cultural )、社会的 ( Social )、考古学的 ( Archaeological )、建築学的 ( Architectural )、自然的 ( Natural )、芸術的 ( Aesthetic ) 価値を有する、建物、遺物、場所」である。連邦政府はさらに、「その他、地域社会及び将来の世代にとって重要であると認められるもの ( other special values for future generations as well as for the community )」と定義している。

つまり、ヘリテージは、「豪州の歴史や社会を特徴付け、語るもので、後の世代にも伝えていくべきもの」であり、豪州においては必ずしも、「古い」ことだけが「ヘリテージ」の要素ではない。近年、1950年代の住宅やビルのような20世紀の建築物が、「ヘリテージ」として認識されるようになり、「コンクリート・ヘリテージ」という言葉さえも生まれているのである。

さらに、豪州のヘリテージは日本と大きく異なり「芸術文化」でなく、「都市環境デザイン ( Urban planning, Urban design )」の1つと見なされている。連邦政府では、環境及びヘリテージ省 ( Ministry of Environment and Heritage ) の中に豪州ヘリテージ委員会 ( Australian Heritage Commission ) がある。NSW州政府では都市計画省 ( Department of Urban Affairs and Planning )、シドニー市 ( NSW州 ) では都市開発部計画課の中にヘリテージ部門がある。

写真1 現代のヘリテージ。カンタス・ビル(シドニー市)



表1 豪州のヘリテージ区分

科 目	種 類
自然遺産	海岸、さんご礁、郊外の風景、公園、森林、野生動物・植物など
文化遺産	建築物、埋蔵遺跡、産業工場、通りの景観、動産、難破船、教会など
アボリジニ遺産	先住民族アボリジニの壁画、聖地と呼ばれるところ

## 2 豪州のヘリテージ制度

豪州のヘリテージは、連邦政府、州政府、自治体の三層の行政によって明確に役割分担されている。連邦政府は世界遺産、国家遺産を、州政府は州レベルを、自治体は自治体レベルとそれぞれが管理し、3層のヘリテージを一手に適用する法はない。豪州においては、ヘリテージ施策は2つの制度から成り立っている。1つはヘリテージを単体として保存管理することを定めたヘリテージ保存制度、もうひとつはヘリテージを都市の構成物として扱う都市計画制度である。

例えば、NSW州のヘリテージに関する制度は3つの法

- ・「ヘリテージ法 (Heritage Act)」
- ・「環境計画アセスメント法 (Environmental Planning and Assessment Act : EPAA)」
- ・「国立公園及び野生動植物保護法 (National Parks & Wildlife Act)」

によって定められている。ヘリテージ法は、州レベルのヘリテージにかかる州政府の役割について規定する。ヘリテージ一般の定義、取り扱いを規定するものであっても、ここでは自治体レベルのヘリテージについては述べられていない。

環境計画アセスメント法は、1979年に制定された。当法により、都市計画制度と環境分野（空気、水質、騒音など）の監督保全制度が統合され、開発規制行為とヘリテージの保護が一体となって、開発による環境負荷の軽減が図られた。自治体のヘリテージ管理は、都市計画制度のなかで実施されている。

## 第2節 豪州の都市計画制度

### 1 都市計画制度の階層性

土地利用計画 (Land-use planning) を決定する主体は、州政府と自治体である。連邦政府は、国際条約に関するもの、世界遺産、連邦所有地の計画に限定されている。

NSW州の土地利用制度は以下のとおり階層を成している (表2)。

#### (1) 環境計画アセスメント法

土地利用に関する最上位の法規で都市計画制度を定め、関連法規の設置を義務



務付けている。土地資産の適正な管理運営を目的とし、自然、動植物、農業地、森林、鉱物資源、水、都市環境、社会基盤整備活動などの管理を適正に実施することにより、バランスよく州内の土地を活用するよう努めている。都市計画省（Department of Planning, 旧 Urban Affairs and Planning : DUAP）が担当している。

（２）州環境計画方針（State Environmental Planning Policies : SEPP）

「ポリシー」といっても法的拘束力があり、州や住民、広域に大きく影響を与えるような開発行為の詳細な基準を定めたものである。産業用地、農地、コアラ生息地の保護、高齢者住宅デザインなどの 60 基準を設けている。

（３）広域環境計画（Regional Environmental Plans : REP）

この州規則は具体的に地域の土地利用計画を策定したものである。例えば空港地域、シドニー湾岸の環境保全、シドニー西部の再開発、観光地であるロックス地区など、広域あるいは重要と見なされる地区の管理を行っている。

（４）地域環境計画（Local Environmental Plans : LEP）

自治体は、EPAA と REP に従って LEP を定め、自治体地域内の詳細な都市計画を実行していく。LEP の策定の際には、公聴会を開き、28 日以上の意見受付期間を設けるなど、必ず住民の意見を取り入れるよう EPAA により定められている。しかし自治体が策定するとはいえ、上述の階層性により、LEP は必然的に上位の州政府計画に沿ったものであり、州政府の承認を要する。自治体内にあるヘリテージをどう管理していくのかも、この計画に含まれている。NSW 州では、177 の自治体のうち 138 が、ヘリテージ・リストを備えた LEP を定めている。

（５）開発規制計画（Development Control Plans : DCP）

自治体は、さらに LEP の下位に、法定ではないが、特定地域や開発目的ごとのガイドラインを設けている。開発業者や所有者のためのより詳細な開発規制基準（色彩規制や植物移植、建築物の高さ制限など）を定めている。ヘリテージの保存や景観保全に取り組む自治体であれば、都市環境計画の一環として、ヘリテージや歴史保存地区のための特別な LEP や DCP を策定している。

表2 NSW州の都市計画制度

州政府	Environmental Planning and Assessment Act 1979 (EPAA) 環境計画アセスメント法 州及び自治体の土地利用制度を規定。SEPP、REP、LEPの設置を義務付ける。
州政府	State Environmental Planning Policies (SEPP) 州環境計画方針 開発行為の詳細な基準を定めたもの。高齢者住宅デザイン、産業用地、農地、コアラ生息地保護、森林保全などの60基準。
州政府	Regional Environmental Plan (REP) 広域環境計画 数自治体にまたがった広域や、重要な地域の利用計画。例：シドニー広域環境計画19は、シドニー近郊の3つの自治体地域の目的とゾーニングを示す。
自治体	Local Environmental Plan (LEP) 地域環境計画 自治体が、ゾーニングマップを作成し、地域内の土地利用について定めた条例。州政府の承認が必要。例：住宅地域、産業地域、商業地域など。
自治体	Development Control Plans (DCP) 開発規制計画ガイドライン LEPに基づき作成されたガイドライン。目的別に作成されているため、自治体によってはいくつもある。例：建築物のデザイン、色彩、資材。再開発のガイドライン、犯罪防止地域。 例：DCP for bushfire, DCP for backpackers, DCP for heritage conservation, DCP for advertising signs

## 2 自治体の都市計画業務

都市計画業務は、豪州自治体の最も重要な業務の1つである。豪州の「開発（Development）」には、日本でいう開発許可事務と、建築検査に相当するものが含まれている。住宅や工場の建設、また増改築といった、土地及び建築物にかかる全ての行為に自治体の許可を要する。つまり、開発対象がヘリテージであってもなくても、自治体の許可が必要であることから、域内の開発規制を任された豪州自治体は、都市計画制度のなかで景観保全やヘリテージの保存に取り組むことができる。（表3）

表3 豪州自治体の開発許可事務

申請用紙の取り寄せ

開発業者または所有者は、LEP、DCP を見て開発規制の対象項目を調べ、開発行為がどのような許可を要するものかを確認する。申請手続きの説明書や申請用紙（Development Application：DA）は、現在どの自治体でもインターネットから取り出せるようになっている。審査期間が40日以内と定められているので、この期間を無駄にしないため、申請前の事前協議を無料で受け付けている。

自治体へ申請する

申請書を審査料とともに提出する。案件に応じて立体モデルを製作し、またヘリテージへの影響度調査結果などを添付する。

公示期間

開発予定地周辺の住民に申請があったことを郵便で通知する。また、現場には申請書を掲示する。新聞紙上で公表し、市役所においても申請書と計画書を閲覧に供するなど、14日間の公示期間を設け、開発に対する意見を受け付ける。

自治体の審査

環境計画アセスメント法（EPA A）の定める審査基準に基づいて、審査する。

開発審査委員会の審査

担当課レベルで承認が済むものもあるが、大規模なもの、住民からの反対があり問題を抱える案件は別途、委員会に諮られる。シドニー市は、判断の困難な案件を審査する開発許認可機関として、シドニー圏中央地区都市計画委員会（Central Sydney Planning Committee：CSPC）を設置している。当委員会は、毎月1回木曜日の午後5時から開催されており、市民に公開されている。委員は、市長や市議員、州都市計画省の7名である。事前に申し込めば、住民が委員会で意見を述べることができる。

開発の認可

新聞紙上で公表される。（資料）

建築計画の詳細確認

工事開始前に、詳細な建築プランの自治体の審査をうける。

工事、建築検査

工事中、建築検査（Construction Certificate）を実施する。この検査は市役所職員が行うが、現在外部委託化が進んでおり、認可された民間業者（an Accredited Certifier）が検査を実施している。

工事の完成

開発申請が市に認められず、それが不服である場合、申請人は、NSW州政府機関である土地環境裁判所（Land and Environment Court）に再審査を求めることができる。これは当人だけでなく、第三者である近所の住民が、許可された開発行為に抗議して自治体を裁判所に訴えることもできる。また、自治体が40日以内に許可不許可の判断を出さなかった際、自動的にその判断は州政府に移行する。この再審査によって、自治体が許可しなかった申請が、土地環境裁判所で認められるケースもある。

もし開発が州登録のヘリテージに関わる場合には、州政府の許可が必要となる。この場合、市が開発者からの申請書を受け取り審査した後、州政府へ申請する。州と市の見解が不一致の場合、2者間で協議が行われるが、決着がつかない場合は土地環境裁判所に持ちこまれる。

写真2 壁に貼られた開発申請書  
(シドニー市)



図1 新聞紙上の開発許可の公示  
(シドニー市)

**CITY OF SYDNEY**  
**DEVELOPMENT CONSENTS**

In accordance with Section 101 of the Environmental Planning and Assessment Act, 1979, (as amended) notification is hereby given of the following development consents granted by Council. The consents listed are available for public inspection without charge at the Council's One Stop Shop, Level 2, Town Hall House, during normal working hours:

DA NO.	ADDRESS	DESCRIPTION
D/00/00039	281-287 Sussex St. Sydney	Conservation works to the building & an associated facade on heritage floor space
D/00/00075	614-628 George St. Sydney	Addition of mezzanine platform stage mezzanine & fitout to level 1 of the existing building to provide an additional entertainment area
D/01/00004	287-289 Clarence St. Sydney	Use of premises as a 24-hour convenience store; install 5 concrete identity signs (Australia Post) to the ground floor level
D/01/00033	287-289 Clarence St. Sydney	Erect 1 projecting wall sign, 1 top hamper sign & business identification signs to the windows
D/01/00052	359-377 Kent St. Sydney	Fitout shop 157 on ground floor as a print shop
D/01/00058	1-7 Castlereagh St. Sydney	Use part of ground floor as a coffee shop
D/01/00039	494-57 Pitt St. Sydney	Installation of electric wheelchair lift to ground floor
E/01/00060	132-138 Kent St. Sydney	External painting of heritage building
E/01/00001	1-5 Farwood St. Sydney	Use shop 86 as video shop
D/01/00113	Adjoining 27 Ultimo Rd. Ultimo	Installation of outdoor seating facilities adjacent to 27 Ultimo Road
D/01/00010	57-69 Murray St. Sydney	Consolidation of existing loading dock to retail/showroom space including new entry door
D/00/00900	485-521 Harris St. Pyrmont	External existing buildings including alterations and additions, recast external Harris Street facade and reformation internal office
D/00/00968	165-167 Phillip St. Sydney	Return/ish & Linby Elizabeth & Phillip Streets facade; installing new curtain walls, aluminium and glass ventilation grills and verandahs; fit out of existing mezzanine
D/01/00032	109-113 Pitt St. Sydney	Consolidate shop P2 & into 1 tenancy & to carry out alterations involving fitout
D/01/00063	384-372 Sussex St. Sydney	Install one 1.5m diameter cast/iron sign & associated support structures on the roof
D/01/00086	1 Macquarie Place. Sydney	Alterations to suite 705B on level 7 involving fitout for use as a
D/01/00046	362-370 Pitt St. Sydney	Use shop 41A at Fitzrossing & beauty salon & in area identification signs
D/01/00051	Geahburn St. Sydney	Use ground & mezzanine floors for sale of souvenirs
D/01/00072	132-134 Kent St. Sydney	Use level 1 as a business coffee shop
D/01/00018	432-434 Kent St. Sydney	Use level 1 as an educational establishment
D/01/00091	64-68 Castlereagh St. Sydney	Alterations to suite 101 as a suite for sale of jewellery
D/01/00050	1 Eddy Avenue. Sydney	Alterations to shop 7A involving fitout for use as a Pharmacy
D/01/00067	242-254 Elizabeth St. Sydney	Alterations to shop 2 ground floor involving fitout for use as a pharmacy
D/00/01024	345-348 Kent St. Sydney	Alterations to level 2 involving fitout for use as an office
D/01/00034	42-64-70 George St. Sydney	Erect identification sign above entrance to customer service area on George Street facade
D/01/00029	3 Broadway. Sydney	To recast the facade of the University of Technology
D/01/00003	315-321 George St. Sydney	Install 3 identification signs and logo
D/01/00014	3-5 Kent St. Sydney	Installation of 450mm diameter satellite dish on the roof
D/01/00045	77-83A Castlereagh St. Sydney	Alterations to existing tenancies for use as Borders Music Books Shop
D/01/00075	44 King St. Sydney	Use ground level shop as retail display/salvage area & consultation for aboriginal art
D/01/00076	429-481 George St. Sydney	Internal alterations to Level 1, fashion shops
D/01/00052	74 Castlereagh St. Sydney	Use ground level shop 2 as a retail jewellery shop
D/00/01030	Adjoining 148A Elizabeth St. Sydney	Provision of outdoor seating facilities adjacent to 148A Elizabeth Street
D/01/00026	74 Castlereagh St. Sydney	Replace 1 under awning sign & install a new under awning sign
D/01/00035	44 King St. Sydney	Two new steel framed signs place on the facades of the building
D/00/01051	153-159 Clarence St. Sydney	Portable coffee cart within part of the colonnade area of the building
D/00/00957	76-78 Pitt St. Sydney	Replace one pre-cast concrete wall panel per level between floors 2 & 13 on the Pitt Street facade
D/01/00068	7 Hunter St. Sydney	To use shop 8 for retail sale of handbags & travel goods on basement level - Hunter Connection
D/00/01029	Adjoining 26-28 Dixon St. Sydney	Provision of outdoor seating facilities in conjunction with 'Fu' in Seafood Restaurant
D/01/00055	Adjoining 50 King St. Sydney	Provision of outdoor seating facilities adjacent to King Street
D/01/00064	Adjoining 86-88 Dixon St. Sydney	Provision of outdoor seating facilities adjacent to 86-88 Dixon Street
D/01/00048	289-291 Sussex St. Sydney	To use tenancy area 126 as a printing shop
D/01/00043	930-912 George St. Sydney	Replace existing canvas awning over hotel entrance & renew the awning for the hotel and restaurant related signs
D/01/00051	155-159 King St. Sydney	Install new signpost on lower ground floor retail tenancy area & restore the entry points
D/01/00069	365-377 Kent St. Sydney	Fitout mezz for shop 151 Level 2 as Sports Injury Rehab Clinic
D/01/00098	18-32 Jamison St. Sydney	Installation of painted steel mesh to isolate facade of building
D/01/00100	387-391 George St. Sydney	Erect 1 satellite sign on the rooftop
D/01/00101	167-172 Clarence St. Sydney	Re-use substore of the building into 74 lots
D/00/00991	254-262 White St. Ultimo	Stairs subdivide the building into 4 lots
D/00/00991	167-172 Clarence St. Sydney	Installation of mesh trellis to illuminate the building, one install 2 illuminated black signs
D/00/00993	361 Clarence St. Sydney	Continuation of mesh trellis on the ground floor of the Civic Hotel for future use
D/01/00030	275 Pitt St. Sydney	Fitout use of lower ground floor tenancy PLG 18 as a take away food cafe
D/00/01011	377 Pitt St. Sydney	Internal alterations to the existing buildings for use as a scale bar on ground floor, a cafe on level 1 and Karaoke rooms and music studio on level 2 and 3

**MURRAY DOUGLAS, GENERAL MANAGER**  
456 KENT STREET, SYDNEY  
PHONE NO: (02) 9265 9333 FAX NO: (02) 9265 9222

シドニーモーニングヘラルド紙  
2001. 3.14